事 務 連 絡 令和5年3月31日

各 保健所設置市 特 別 区 衛生主管部

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の 基本的な感染対策の考え方について (令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策については、これまで新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第18条に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインに沿って、各個人や事業者において対応いただいてきたところです。本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定であり、この位置付けの変更と合わせて、基本的対処方針及び業種別ガイドラインは廃止されることとなります。

このため、本年5月8日以降は、日常における基本的な感染対策については、 主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。政 府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取 り組んでいただくことになり、政府は、感染症法に基づき、個人や事業者の判断 に資するような情報の提供を行うこととなります。

この情報提供の一環として、本年5月8日以降の基本的な感染対策の考え方について、これまでの厚生科学審議会感染症部会の取りまとめや厚生労働省アドバイザリー・ボードにおける議論も踏まえ、別紙のとおりお示しします。

つきましては、本内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。なお、お示しした考え方は、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更が行われることを前提とした取扱いであり、個人や事業者が自主的な感染対策に取り組むに当たって参考となるよう、事前に情報提供を行うものです。本取扱いは、同日の前に改めて、予定どおり位置付けの変更を行うかの確認を行った後に確定するものであることを申し添えます。

(参考1) 基本的感染対策に関する現行の取扱い

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日(令和5年2月10日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定) P22(4) 感染防止策

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r1_050210.pdf

・業種別ガイドラインの見直しのためのポイント(第7版:令和5年3月13日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室)

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_review_20230313.pdf? 20230315

(参考2) 基本的感染対策に関する専門家の意見等

・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて(第70回(令和5年1月27日)厚生科学審議会感染症部会)P6(4)基本的な感染対策 (マスク、換気、手洗い等))

https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001045762.pdf

- これからの身近な感染対策を考えるにあたって(第三報) "新たな健康習慣"についての見解-(第118回(令和5年3月8日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリー・ボード提出資料)※感染防止の5つの基本https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001069238.pdf
- ・これからの身近な感染対策を考えるにあたって(第四報)〜室内での感染対策におけるパーティションの効果と限界〜(第119回(令和5年3月23日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリー・ボード提出資料) https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001076994.pdf

(照会先)

厚生労働省新型コロナウイルス 感染症対策推進本部 戦略班 variants@mhlw.go.jp 03(3595)3489

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の 基本的感染対策の考え方について

1. 現状

- 基本的感染対策については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針の中で、 「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」 等の実施を、これまで個人や事業者に求めてきている。
- また、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、基本的対処方針等も踏まえ、これまでも個人に対する対策の見直しや、各業界において、業種別ガイドラインの策定・見直しがなされている。
- 業種別ガイドラインについては、合理的な内容に見直せるよう、内閣官房より、見直しのためのポイントを各業界に対して提示・周知している状況。これに基づき、現在は、各業界において、入場時の検温やパーティションの設置等の対応を行っている。

(参考)業種別ガイドラインの見直しのためのポイント ※直近は、第7版(令和5年3月13日)

- (1) 感染リスクの評価
- (2) 基本的な感染対策(飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策)
- (3)場面ごとの感染対策の留意点
- (4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報

【ポイントの記載(一例)】

- ・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める【共用部の消毒】
- ・ハンドドライヤーは、使用できる【共有部のトイレ】
- ・取り分け用のトング等を共有する場合、利用者は使用前に手指消毒を行う(使い捨て手袋の着用は 求めない) 【ビュッフェスタイルでの飲食物提供時】

2. 今後の方針

- 今般の感染症法上の位置付けの変更により、新型コロナの感染対策は5月8日から、
 - ・現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、
 - ・今後は「個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの」

に大きく変わる。

- 基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止となることから、日常における基本的感染対策について、 以下の観点を踏まえた対応に転換する。
 - ①マスク着用の取扱いと同様、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
 - ②政府として一律に求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組む。 政府は、個人や事業者の判断に資するような情報の提供を行う。

<基本的感染対策に関する変更方針(ポイント)>

	現在 ■	今後(5月8日以降)
新型コロナの感染対策 の考え方	・法律に基づき行政が様々な要請・関与を していく仕組み	・個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な 取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	・新型インフル特措法に基づく基本的対処 方針による求め ※「三つの密」の回避、「人と人との距離の 確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の 手指衛生」、「換気」等	・(基本的対処方針は廃止) ・感染症法に基づく情報提供 ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に 資するような情報の提供
事業者に関する取組	・事業者による業種別ガイドラインの作成 ・政府による「業種別ガイドラインの見直 しのためのポイント」の提示・周知	・(業種別ガイドラインは廃止) ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の 手引き等を作成することは妨げない ・事業者の判断、自主的な取組

3. 実施に当たっての考え方①

○ 基本的感染対策について、今後は、政府として一律に対応を求めることはせず、 政府は以下の内容を情報提供し、個人や事業者が自主的に判断して実施する。

(1) 基本的感染対策の見直し

政府は、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き、手洗い等の手指衛生や換気が有効であることなど、以下の内容を示していく。その際には、専門家の提言(厚生労働省アドバイザリーボードに示された「感染防止の5つの基本」など)や、その時点までに得られた知見も紹介し、参考にしていただく。

基本的感染対策	今後の考え方	
マスクの着用	個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。 一定の場合にはマスク着用を推奨(2/10政府対策本部決定参照)	
手洗い等の手指衛生 換気	政府として一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として、 引き続き有効	
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	政府として一律に求めることはしないが、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、 換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが 感染防止対策として有効(避けられない場合はマスク着用が有効)	

(2)個人や事業者が実施する場合の考え方

○ (1) の見直しを踏まえ、個人や事業者における基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、改めて感染対策を検討する。

く考慮に当たっての観点>

- ・ウイルスの感染経路等を踏まえた期待される対策(※)の有効性 ※飛沫感染対策か、エアロゾル感染対策か、接触感染対策かなど
- ・実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果
- ・人付き合い・コミュニケーションとの兼ね合い
- ・他の感染対策との重複・代替可能性 など

3.実施に当たっての考え方②

○ 事業者においては、以下の対策の効果や考え方等を踏まえ、各事業者で実施の要否を判断する。政府としては、一律に対応を求めることはせず、各事業者の判断に資する以下のものを示していく。

<現在行われている対応(例)と今後の考え方等>

対応(例)	対策の効果など	今後の考え方
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性	政府として一律に求めることはしない
入口での消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果 希望する者に対し手指消毒の機会の提供	対策の効果(左欄参照)、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断
アクリル板、ビニール シートなどパーティショ ン(仕切り)の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な 遮断はできず、まずは換気の徹底が重要	

- ※感染症法上の位置づけの変更により、業種別ガイドラインは廃止されるが、業界が必要と判断して今後の 対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない。
- ※特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、院内・施設内等の感染対策に関して、 引き続き国から提示・周知していく。
- なお、感染が急拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面など、 時期や場面によっては、これまでの取組を参考に感染対策を強化していくことが考えられる。

府政防第611号 消防災第 49 号 健感発 0331 第 1 号 令和5年3月31日

都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区 防災担当主管部(局)長

殿

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省 略)

避難所におけるマスク着用等の考え方について

災害時における感染症への対策については、「避難所における新型コロナウイルス感 染症への対応について」(令和2年4月1日付け府政防第779号他)をはじめとする累 次の通知及び事務連絡等によりお示ししてきたところです。

今般、「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日付け新型コロ ナウイルス感染症対策本部)により「新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク については、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改 め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着 用は個人の判断に委ねることが基本」とされるなど、マスク着用の考え方が見直され ました。

つきましては、当該見直しを踏まえ、災害時の避難所におけるマスクの着用等につ いて、下記の点にご留意の上、適切に取り組んでいただきますようにお願いいたしま す。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対 しても、その旨周知して頂きますようお願い致します。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う避難所にお けるマスク着用の取扱い以外の取扱いについては、別途周知をする予定であること申

し添えます。

本件通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 避難所におけるマスク着用について

マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本とされていますが、高齢者等重症化 リスクが高い者が多く避難する避難所においては、高齢者等重症化リスクの高い者へ の感染を防ぐため、マスクの着用を推奨します。

2. 避難所の運営担当者のマスク対応について

高齢者等重症化リスクが高い者が多く避難する避難所の運営担当者については、マスクの着用を推奨します。

3. 避難所の運営責任者によるマスク着用の求めについて

避難所の運営責任者が感染対策上又は避難所である施設の運営上の理由等により、 避難者又は避難所の運営担当者等にマスクの着用を求めることは許容されます。

4. 避難所におけるマスクの用意について

避難者個人の判断によりマスクを着用したいという希望があった場合にも対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(内閣府(防災担当)(平成25年8月(令和4年4月改定)))等を踏まえ、あらかじめ避難所にマスクを用意しておくこと。

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付 伊藤、内田、真鍋、毛利 TEL 03-3501-5191(直通)

消防庁国民保護・防災部防災課 鈴木、青木、木本 TEL 03-5253-7525 (直通)

厚生労働省健康局結核感染症課 谷口、杉原

TEL 03-3595-2257 (直通)

マスク着用の考え方の見直し等について

令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. マスク着用の考え方の見直しについて

(1) 見直しの概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- ▶ このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いする。
 - ※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)
 - ・屋内において、他者と身体的距離 (2m以上を目安) がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
 - ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

(2) 着用が効果的な場面の周知等

- ▶ 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着 用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
 - ✔ 医療機関受診時
 - ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機 関や高齢者施設等への訪問時
 - ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(※2)に乗車する時 (当面の取扱)
 - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速 バス、貸切バス等)を除く。
- ▶ そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

(3) 症状がある場合等の対応

▶ 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同 居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、 外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは 避け、マスクを着用する。

(4) 学校における対応

- ▶ 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ▶ 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとと もに、適切な対応を求めることとする。
 - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
 - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- ▶ 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される 卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義 を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本 とし、その際の考え方を示すこととする。

(5) 医療機関や高齢者施設等における対応

▶ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関 や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を 推奨する。

(6)事業者における対応

- ▶ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ▶ 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

(7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本 とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよ う、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- ▶ 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- ▶ なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

2. 基本的な感染対策について

- ▶ マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」)に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- ➤ 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。) 上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。